

遺産推薦に向けた今後の主な手順

資料 1 - 1

【地域連絡会議等の設置】

- ・平成18年11月14日 関係省庁連絡会議に報告
- ・平成18年11月22日 第1回地域連絡会議の開催
- ・平成18年11月29日 第1回科学委員会の開催
- ・平成18年12月21日 第2回科学委員会の開催
- ・平成19年 1月13日 第2回地域連絡会議の開催

→ 暫定リスト提出に対する
地元関係者の合意

【暫定リスト提出手続】

平成19年 1月29日 関係省庁連絡会議による暫定リスト提出決定

→ 日本政府としての決定

平成19年1月30日 世界遺産委員会事務局(ユネスコ)への暫定リスト提出

・平成19年 2月22日 地域連絡会議・科学委員会(合同会議)の開催・報告

《今後の主な手順》

今後3年間 を目途に、以下の手続き、検討・作業などを実施

- 『管理計画』の検討・策定
- ・保全管理方策の検討
- 『推薦書』の検討・作成
- ・遺産区域の検討、・価値の証明
- ・推薦地の説明等
- 『外来種対策』の実施・アクションプラン検討

管理計画のパブリックコメント
関係審議会への報告
関係省庁連絡会議による推薦書提出決定

保護担保措置

- ・国立公園
- ・鳥獣保護区
- ・森林生態系保護地域(設定済み)

外来種対策

- ・中長期目標・取組方針の設定
- ・3年間の外来種駆除の重点実施
- ・継続的な事業推進の仕組みづくり

【遺産推薦手続】

世界遺産委員会事務局への推薦書提出

(毎年2月1日〆切)

【評価】

世界遺産委員会の諮問機関による評価

【遺産登録審査】

世界遺産委員会における審査・登録の可否決定

(推薦書提出の翌年7月頃)

第2回科学委員会(H18.12.21)における助言

「本日の検討を踏まえて、政府において暫定リスト提出に向けた準備を進めていただきたい。また、外来種対策について、推薦の際に一定の成果を示すとともに、将来的にも価値を維持できる見通しをつける必要がある。そのため、関係機関や地域の住民、団体が連携・協力して、概ね3年程度しっかりと対策に取り組んでいただき、3年後を目途にした推薦書提出への歩みを着実に進めていくことを期待する。」